

様式第4号(第3条関係)

不開示決定通知書

武市観第204号
平成26年1月21日

様

武雄市長 樋渡 啓祐 印



平成26年1月11日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	Tポイントレディスゴルフトーナメント関係綴の全文書 (武市観第163号は除く)
公文書を開示しない理由	(理由) 平成26年1月14日時点で、武市観第163号以外の文書はないため。
所管課	営業部 観光課 観光係 電話番号(直通)0954-23-9237

注1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)